

文 書 質 問 回 答 書 （２月）

質問者： 鈴木 千逸 議員

回答日：令和５年２月１４日

1. 交通安全・防災の観点から見た除雪・排雪の改善について

「交通安全・防災の観点から見た除雪・排雪の改善について」のご質問で、①の「１車線確保とは何メートル幅を想定しているのか」についてであります。町では、冬期間における快適な生活環境並びに道路交通の確保等を図るため、「除排雪業務実施要領」に基づき業務を進めております。

この実施要領の車道除雪の基準により、幹線町道におきましては、極力２車線の幅員を確保し、その他の町道におきましては、１車線の幅員を確保しているところであります。

この車線の幅員の考え方ではありますが、通常、センターラインのある町道の車道幅員につきましては５．５ｍであり、片側車線はその半分の２．７５ｍとなっております。

従いまして、除雪時における１車線確保の幅の考え方といたしましては、片側車線分であります２．７５ｍを基準としているところでありますが、基本的には、車道の除雪についてはできる限り広い幅員を確保するよう行っており、積雪が多くなって来た場合には、最低限である１車線分を確保することとしております。

ご質問②の「パトロールに関する要確認地点」についてであります。早朝パトロールを実施する場合、市街地、北部、中部、南部地区の各地区をパトロールし、降雪などの状況を確認しております。

その確認地点であります。市街地地区で１箇所、北部地区で４箇所、中部地区で２箇所、南部地区で８箇所の合計１５箇所としており、それぞれ降雪量等を確認し、早朝除雪の出動判断を行っております。

ご質問③の「日中の大雪、その他緊急時の出動における状況把握とその対応」についてであります。早朝除雪後から日中にかけての風雪等の気象状況によっては、町道の吹き溜まり等により安全な車両通行が困難になる場合があります。

このような状況が想定される時には、担当職員等が速やかに町道のパトロールを実施し、必要に応じ、除雪組合又は組合からの常駐作業班が緊急的に出動し、幹線町道、バス路線などを中心とした除雪対応を行っているところであります。

ご質問④の「除雪・排雪後の品質のチェック機能やルール」についてであります。除雪の対象となります町道の路線延長につきましては、車道及び歩道を合わせて約310kmとなっております。

除雪後直ちに全ての路線の状態をチェックすることは不可能であります。町担当職員によるパトロールを実施し、幹線道路や交差点等において、車両通行に支障をきたすような大きな雪の塊や段差などが生じていないかを確認し、もし、その様な状況を確認した場合には、除雪組合に連絡し、速やかな改善を図っております。

また、町民等から、除雪後における苦情等の電話があった場合においても、できるだけ速やかに現地を確認し、その対応に当たっております。

さらに、排雪後における品質のチェックであります。夜間の排雪時には、常時、町職員が排雪作業に同行し、進捗状況を監理・監督しております。このため、車両通行に支障をきたすような大きな雪の塊等が残った場合には、その場で直ちに除去等の指示をしております。

ご質問⑤の「吹き溜まりが発生しやすい箇所などのデータ蓄積やその対策はあるのか」についてであります。風雪等による町道の吹き溜まりについては、その日の風向き等によって箇所も変わってまいります。

その発生箇所について、具体的にデータとして蓄積はしていませんが、これまで実施してきた緊急的な除雪作業等の経験により、発生しやすい箇所の把握はできており、発生が予測される状況時には、パトロールを実施し、必要に応じた対応を行っております。

ご質問⑥の「出動基準が満たない降雪日が連続した場合のパトロール基準、除排雪対応基準」についてあります。実施要領においては、基本として、降雪量が概ね10cm以上ある時、若しくは10cm以上の降雪が予測される時に除雪車を出動することとしております。

さらに、圧雪・暖気等の特殊な状況においても、適宜その状況を把握し、出動対応することとしております。

	このことから、パトロール等により、車両通行に支障をきたすような路面の凹凸等が発生している場合や、今後、暖気などの気象状況の変化が想定される場合などについては、降雪量が基準に到達していなくとも状況を総合的に判断し、除雪を実施しているところであります。
--	---